

平成十五年  
八月中

# 秋田県公報目録

第千五百九十二号から

規則	名	公報番号	日
六四	秋田県行政組織規則の一部を改正する規則	号外一	二九
六五	秋田県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する規則	"	"
六六	秋田県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則	"	"
六七	秋田県入港料徴収条例施行規則の一部を改正する規則	"	"
六八	建築基準法施行細則の一部を改正する規則	"	"
六九	秋田県林業改善資金貸付規則の一部を改正する規則	号外三	"
告示			
六〇二	結核予防法による医療機関の指定	一四九二	一
六〇三	一般廃棄物処理施設の設置許可の申請	"	"
六〇四	大規模小売店舗の名称、設置者等の変更に関する届出	"	"
六〇五	都市計画の案の作成に係る公聴会の開催	"	"
六〇六	急傾斜地崩壊危険区域の指定	"	"
六〇七	開発行為に関する工事の完了	"	"
六〇八	"	"	"
六〇九	結核予防法による医療機関の指定	"	"
六一〇	漁業災害補償法による付保義務の発生	"	"
六一一	道路の供用開始	"	"
六一二	道路区域の変更	"	"
六一三	建築基準法による道路位置の指定	"	"
六一四	"	"	"
六一五	生活保護法による介護機関の指定	"	"
一四九四	"	"	"
八	"	"	"
一四九三	"	"	"
五	"	"	"
一四九四	"	"	"
一四九五	"	"	"
二	"	"	"
一四九六	"	"	"
一五	"	"	"

六一六	生活保護法による指定介護機関の事業の廃止	一四九四
六一七	大規模小売店舗の新設日、施設等の変更に関する届出	"
六一八	公共測量実施の通知	"
六一九	道路の供用開始	"
六二〇	"	"
六二一	道路区域の変更	"
六二二	"	"
六二三	道路の供用開始	"
六二四	建築基準法による道路位置の指定	"
六二五	"	"
六二六	道路の供用開始	"
六二七	開発行為に関する工事の完了	"
六二八	生活保護法による医療機関の指定	"
六二九	生活保護法による施術者の指定	"
六三〇	生活保護法による指定医療機関の事業の廃止	"
六三一	農地保有合理化事業規程の変更の承認	"
六三二	大規模小売店舗の名称、設置者等の変更に関する届出	"
六三三	大規模小売店舗の新設日、施設等の変更に関する届出	"
六三四	大規模小売店舗の新設日、施設等の変更に関する届出	"
六三五	農地保有合理化事業規程の承認	"
六三六	農地保有合理化事業規程の変更の承認	"
六三七	農地保有合理化事業規程の変更の承認	"
六三八	大規模小売店舗の新設日、施設等の変更に関する届出	"
六三九	都市計画の変更及び都市計画の図書の縦覧	"
六四〇	建築基準法による道路位置の指定	"
六四一	都市計画事業の事業計画の変更の認可	"
六四二	入会林野整備計画の認可申請を適當とする旨の決定	"
六四三	青少年に有害な図書類の指定	"
六四四	"	"

号外一	"	"	"
"	"	"	"
"	"	"	"
"	"	"	"

六四五	青少年に有害な興行の指定	一四九七	号外一	一五
六四六	地籍調査に関する事業計画	"	"	"
六四七	保安林の指定の解除	"	"	"
六四八	大規模小売店舗の変更に關し聽取した意見の概要	"	"	"
六四九	都市計画の案の作成に關する公聴会の開催	"	"	"
六五〇	開発行為に關する工事の完了	"	"	"
六五一	道路区域の変更及び供用開始	"	"	"
六五二	道路区域の変更	"	"	"
六五三	道路区域の変更	"	"	"
六五四	道路の供用開始	"	"	"
六五五	行政文書の公開の実施状況の公表	"	"	"
六五六	秋田県個人情報保護条例の運用状況の公表	"	"	"
六五七	道路の供用開始	"	"	"
六五八	河川区域の変更による廃川敷地等	"	"	"
六五九	開発行為に関する工事の完了	"	"	"
六六〇	建築基準法による道路位置の指定	"	"	"
六六一	生活保護法による介護機関の指定	"	"	"
六六二	平成十五年度林業改良指導員資格試験の実施	"	"	"
六六三	大規模小売店舗の変更に關し聽取した意見の概要	"	"	"
六六四	建築基準法による道路位置の指定	"	"	"
六六五	河川区域の変更による廃川敷地等	"	"	"
六六六	開発行為に関する工事の完了	"	"	"
六六七	建築基準法による道路位置の指定	"	"	"
六六八	生活保護法による介護機関の指定	"	"	"
六六九	平成十五年度林業改良指導員資格試験の実施	"	"	"
六七〇	大規模小売店舗の変更に關し聽取した意見の概要	"	"	"
六七一	基本測量実施の通知	"	"	"
六七二	道路の供用開始	"	"	"
六七三	都市計画の案の作成に關する公聴会の開催	"	"	"
六七四	平成十五年度砂利採取業務主任者試験の実施	"	"	"
六七五	平成十五年度家畜人工授精師養成講習会の実施	"	"	"
六七六	大規模小売店舗の変更に關し聽取した意見の概要	"	"	"
六七八	大規模小売店舗の変更に關し聽取した意見の概要	"	"	"
一五〇〇	出	"	"	"
一九	"	"	"	"

## 公 告

六七九	大規模小売店舗の変更に關し聽取した意見の概要	一五〇〇	二九	
六八〇	森吉町の都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域における建築物に係る制限の指定	"	"	"
六八一	田沢湖町の都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域における建築物に係る制限の指定	"	"	"
六八二	神岡町及び増田町の都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域における建築物に係る制限の指定	"	"	"
六八三	建築基準法による道路位置の指定	"	"	"
一四九八	○物品調達契約に係る一般競争入札の実施	一四九二	一	
二三	○特定調達契約に係る一般競争入札の実施	"	"	"
二六	○特定調達契約に係る落札者の決定	"	"	"
一四九九	○土地改良区の役員の退任届出	"	"	"
二一	○土地改良区の定款変更の認可	"	"	"
一四九三	○物品調達契約に係る一般競争入札の実施	"	"	"
一四九四	○特定調達契約に係る一般競争入札の実施	"	"	"
一四九五	○特定非営利活動法人の設立の認証の申請	"	"	"
一四九六	○汚染土壌の浄化施設の認定	"	"	"
一四九七	○県営土地改良事業計画の決定	"	"	"
一四九八	○特定調達契約に係る一般競争入札の実施	"	"	"
一四九九	○土地改良区の役員の退任及び就任の届出	"	"	"
一五〇〇	○県営土地改良事業の換地計画の変更	"	"	"
一五〇一	○土地改良区の役員の退任及び就任の届出	"	"	"
一五〇二	○特定調達契約に係る一般競争入札の実施	"	"	"
一五〇三	○特定調達契約に係る落札者の決定	"	"	"
一五〇四	○特定非営利活動法人の設立の認証の申請	"	"	"
一五〇五	○物品調達契約に係る一般競争入札の実施	"	"	"
一五〇六	○土地改良区の役員の退任及び就任の届出	"	"	"
一五〇七	○県営土地改良事業計画の決定	"	"	"
一五〇八	○県有財産の売払いに係る一般競争入札の実施	"	"	"
一五〇九	○土地改良区の役員の退任及び就任の届出	"	"	"
一五〇一〇	○県営土地改良事業の換地処分	"	"	"
一五〇一一	○市町村営土地改良事業の施行の協議を適當とする旨の決	"	"	"

○ 物品調達契約に係る一般競争入札の実施		二件		一四九八	二三																			
○ 特定調達契約に係る落札者の決定				一五〇〇	二九																			
○ 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請																								
○ 土地改良区の定款変更の認可																								
○ 特定調達契約に係る一般競争入札の実施																								
一一一 公職の候補者の資金管理団体の指定の取消の届出																								一四九四
一一二 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数																								一四九六
一一三 各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数																								一五
九六 道路交通法による技能検定員審査の実施																								一四九八
九七 道路交通法による教習指導員審査の実施																								一五〇〇
九八 道路交通法による技能検定員審査の実施																								二九
九九 " "																								
一〇〇 道路交通法による教習指導員審査の実施																								
九 選挙結果の公表																								一四九一
九 選査結果の公表																								一四九一
九 収用委員会告示																								一四九一
九 損失補償事件の審理の開始																								一四九一
三 正誤																								一四九一
一四九五 一二																								一四九一
一四九六 二二																								一四九一
一四九七 二二																								一四九一
一四九八 二二																								一四九一
一四九九 二二																								一四九一
一五〇〇 二九																								一四九一
一五〇一 二九																								一四九一
一五〇二 二九																								一四九一
一五〇三 二九																								一四九一
一五〇四 二九																								一四九一
一五〇五 二九																								一四九一
一五〇六 二九																								一四九一
一五〇七 二九																								一四九一
一五〇八 二九																								一四九一
一五〇九 二九																								一四九一
一五〇一〇 二九																								一四九一
一一一 公職の候補者の資金管理団体の指定の取消の届出																								一四九四
一一二 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数																								一四九六
一一三 各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数																								一五

発行者 秋田県

秋田市山王四丁目一一番二号  
一月三千五百円

購読料金

印刷所

秋田市山王七丁目五番二十九号  
松原社  
電話(0187)66-8766 FAX(0187)66-0000  
E-mail:matsubara@matsubaraisatsu.co.jp  
松原繁雄